坂原正夫教授略歴

九四四年

一二月一七日 栃木県生まれ

九六七年	三月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業(法学士)
九六九年	三月	慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻修士課程修了(法学修士)
九六九年	四月	慶應義塾大学法学部助手
九七二年	三月	慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻博士課程単位取得退学
九七二年	四月	慶應義塾大学法学部専任講師
九七二年	四月	現ドイツ連邦共和国・ザールラント大学留学(一九七三年八月まで)
九七四年	四月	気象大学校非常勤講師として「法学」を担当(一九八三年三月まで)
九七六年	四月	慶應義塾大学法学部助教授
九七七年	六月	日本民事訴訟法学会理事長指名幹事として学会事務局を担当(一九八〇年五月まで)
九八二年	四月	慶應義塾大学法学部教授(現在に至る)
九八三年	四月	慶應義塾大学大学院法学研究科委員(現在に至る)
九八三年	一〇月	慶應義塾大学法学部学習指導副主任(一九八四年九月まで)
九八七年	五月	現ドイツ連邦共和国・ザールラント大学留学(同年八月まで)
九八八年	二月	第二東京弁護士会懲戒委員会予備委員(二○○六年一月まで)

二〇〇七年	二〇〇四年	二〇〇四年	二〇〇四年	二〇〇三年	二〇〇〇年	一九九八年	一九九六年	一九九五年	一九九五年	一九九五年	一九九四年	一九九四年	一九九四年	一九九〇年	一九八九年
六月	一〇月	五月	四月	六月	四月	六月	一月	一〇月	五月	五月	一月	三月	一月	月	一〇月
日本公証法学会監事(二〇〇九年六月まで)	法学研究会編集委員長(二○○九年九月まで)	日本民事訴訟法学会監事(二〇〇七年五月まで)	慶應義塾大学大学院法務研究科教授(現在に至る)	財団法人民事紛争処理研究基金理事(現在に至る)	慶應法学会幹事長(二〇〇四年六月まで)	財団法人民事紛争処理研究基金選考委員(二〇〇三年六月まで)	学術審議会専門委員(科学研究費分科会)(一九九八年一月まで)	慶應義塾大学通信教育部副部長(一九九七年九月まで)	日本公証法学会理事(二〇〇七年六月まで)	日本民事訴訟法学会会計担当理事(一九九八年五月まで)	『民事訴訟法における既判力の研究』で義塾賞を受賞	博士(法学)—慶應義塾大学(第二六八九号)	司法試験(第二次試験)考査委員(二〇〇三年一二月まで)	浦和地方裁判所(越谷支部)司法委員(一九九七年一二月まで)	慶應義塾大学大学院法学研究科学習指導委員(一九九一年九月まで)

民事訴訟法講義』

石 川明 編

共著)

(「終局判決

新民事訴訟法の誕生』(伊東乾著『民事訴訟法第

一部』の補訂 執筆

坂原正夫教授業績 覧

民事訴訟法における既判力の研

(以下の三・四・五において、本書所収のものには、 慶應義塾大学法学研究会叢書 九九三年

共著)(「口頭弁論」執筆

[二版]』(吉村徳重=竹下守夫=谷口安平編、共著) [二版補正版]』(吉村徳重=竹下守夫=谷口安平編

共著) (「口頭弁論」

慶應義塾大学通信教育部

青林書院

九 九八二年

七四年

法律文化社

九八五年

青林書院 九八七年

執筆)

執筆) 青林書院

共著) (「口頭弁論」

(「口頭弁論

九九一年

一九九八年

法学書院

慶應義塾大学通信教育部

547

講義民事訴訟法 講義民事訴訟法 現代民事訴訟法入門』(中野貞一郎編、 民事訴訟法第一部・補遺』(伊東乾著『民事訴訟法第一部』の補遺 講義民事訴訟法』(吉村徳重=竹下守夫=谷口安平編、

新民事訴訟法講義 現代民事訴訟法入門 "新民事訴訟法講義』 (中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編、 共著)(「訴訟の代理人・代表者」執筆)

九九八年

〔補訂版〕』 [新版]] (中野貞一郎編、 (中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編、 共著) (「口頭弁論」 共著) 執筆 (「訴訟の代理人・代表者」 法律文化社 執筆) 九九八年

有斐閣 二〇〇〇年

講義民事訴訟法』(吉村徳重=竹下守夫=谷口安平編、 新民事訴訟法講義 〔第二版〕』 (中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編、 共著)(「口頭弁論」執筆) 共著)(「訴訟上の代理人・代表者」執筆) 青林書院 二〇〇一年

有斐閣 二〇〇四年

·新現代民事訴訟法入門』 (池田辰夫編、共著) (「口頭弁論とは」 「弁論主義」 「職権進行主義」 執筆)

法律文化社 二〇〇五年

新民事訴訟法講義 〔第二版補訂版〕』 (中野貞 郎 =松浦馨=鈴木正裕編、 共著)(「訴訟上の代理人・代表者」執 有斐閣 二〇〇六年

新民事訴訟法講義 [第二版補訂二版]』(中野貞一郎=松浦馨=鈴木正裕編、 共著)(「訴訟上の代理人・代表者」

有斐閣 二〇〇八年

論文

Ξ

権利自白論(一)~ (三・完) 法学研究四三巻一二号、四四巻一号・二号

西ドイツ民訴法九一条aの両当事者による訴訟終了宣言について」

|西ドイツ民事訴訟法における訴訟終了宣言の制度の生成について (一) (二・完) |

一九七〇年、

一九七一年

法学研究四九巻二号・三号 九七六年

法学研究五〇巻一二号 一九七七年

一九九七年	法学研究七〇巻一二号	「既判力標準時後の相殺権行使について再論」
一九九六年	成文堂	たな展開 上巻』
訟法学の新	中村英郎教授古稀祝賀『民事訴	「オーストリア民訴法とスイス民訴法における訴訟終了宣言について」中村
一九九六年	法学研究六九卷二号	「訴訟終了宣言と我が国の判例」
一九九五年	法学研究六八卷一二号	「民事訴訟法改正における管轄について」
一九九五年	信山社	
	官記念『民事手続法の改革』	「訴訟終了宣言の日本における立法化について」ゲルハルト・リュケ教授退官記念
一九九四年	教養論叢九六号	「ドイツ民事訴訟法九一条aの翻訳について」
一九九二年	民事訴訟雑誌三八号	「訴訟終了宣言の近時の問題」
一九九一年*	慶應通信	「既判力について」伊東乾教授古稀記念論文集『民事訴訟の理論と実践』
一九九〇年	慶應義塾大学法学部	
科篇	法律学	「訴訟能力の欠缺を看過した判決の効力」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集
一九八九年*	法学政治学論究二号	「債権者代位訴訟について」
一九八八年	法学研究六一卷一〇号	「訴訟終了宣言と訴訟係属」
一九八六年*	法学研究五九卷一二号	「債権者代位訴訟における既判力の主観的範囲について」
一九八五年	審理』 弘文堂	「裁判上の自白法則の適用範囲」新堂幸司編集代表『講座民事訴訟第四巻―
一九八三年*	慶應義塾大学法学部	
	、 法学部法律学関係』	「既判力標準時後の相殺権行使について」『慶應義塾創立一二五年記念論文集
一九八二年	法学研究五五卷七号	「西ドイツ民訴法における一当事者による訴訟終了宣言について」
一九八一年*	法学研究五四卷四号	「民訴法一九九条一項の沿革について」(研究ノート)
一九八○年*	法学研究五三卷一二号	「黙示による中間確認の訴え」

「二〇〇四年施行のドイツ民事訴訟法の改正と訴訟終了宣言 「二〇〇二年施行のドイツ民事訴訟法の改正と訴訟終了宣言 「二〇〇一年行政事件訴訟法草案と訴訟終了宣言」 ドイツ民事訴訟法第九一条aの双方的訴訟終了宣言について(一)(二・完)」 既判力の標準時後の取消権の行使について」 スイス民事訴訟法と訴訟終了宣言 訴権について」 |再審開始決定の確定と原判決の既判力について| |当事者の確定||新行動説の提唱||石川明先生古稀祝賀『現代社会における民事手続法の展開 ドイツ民事訴訟法の Abweisung 訴訟当事者の破産と訴訟代理権の消滅の通知について」櫻井孝一先生古稀祝賀『倒産法学の軌跡と展望』 訴訟代理人の死亡と相手方への通知について」新堂幸司先生古稀祝賀 民事訴訟制度の目的について」伊東乾教授喜寿記念論文集『現時法学の理論と実践 境界確定訴訟について」 |民事訴訟法第七三条の沿革と訴訟終了宣言(一)~(三・完)| 法学研究七二巻八号・九号・一〇号 弁論主義・試論」 再審の手続構造 白川和雄先生古稀記念『民事紛争をめぐる法的諸問題 伊藤眞=徳田和幸編『講座新民事訴訟法Ⅲ の翻訳について」 『民事訴訟法理論の新たな構築 法学研究七七卷一二号 法学研究七四卷一一号 法学研究七二卷一二号 慶應義塾大学出版会 民事訴訟雑誌五二号 法学研究七九卷二号 法学研究七八卷二号 法学研究七六卷八号 教養論叢一一七号 慶應法学創刊号 商事法務 下巻』 成文堂 有斐閣 信山社 1100 二〇〇二年 二〇〇一年 二〇〇一年 二〇〇二年 二〇〇〇年 二〇〇六年 二〇〇四年 二〇〇三年 二〇〇六年 二〇〇五年 二〇〇四年 上巻 九九 九九九年 九九九年 九九九年 二年

法学研究七九卷八号・九号 二〇〇六年

ドイツ民事訴訟法第九一条aのドイツ語の注釈書の読み方について」 法学研究八〇卷一二号 二〇〇七年 二〇〇八年

「日本の訴訟終了宣言について」

「不奏功に終わった取立訴訟と訴訟終了宣言について」小島武司先生古稀祝賀『民事司法の法理と政策 教養論叢一二八号 上巻』

商事法務 二〇〇八年

法学研究八一卷七号~一〇号 二〇〇八年

⁻ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(一)~(四・完)」

·訴訟経済と手続保障―ドイツ民事訴訟法第二六九条第三項第三段についての違憲論争が示唆するもの」『慶應義塾

創立一五〇年記念法学部論文集 慶應の法律学

「オーストリア民事訴訟法と訴訟終了宣言」

|民事訴訟法第三||九条について||最高裁判所と口頭弁論|

民事手続法」

法学研究八一卷一二号 慶應義塾大学法学部 二〇〇八年 二〇〇八年

·ドイツ民事訴訟法における訴訟費用敗訴者負担の原則に関する結果責任説の歴史的な展開の素描」

法学研究八二卷一号

法学研究八二卷一二号 二〇〇九年 二〇〇九年

四 判例の研究

総合判例研究

既判力標準時後の相殺権行使に関する判例について」 綜合判例研究 当事者の確定(一)(二・完)」

戦後証拠法判例研究

私文書の検真と真正の推定(一)

民商法雑誌七一巻五号、七二巻一号

九七五年 九八三年

法学研究五六卷九号

(五・完)

民商法雑誌九七巻二号~六号 一九八七年、一九八八年

債権者代位訴訟と既判力の主観的範囲」 中野貞一郎先生古稀祝賀 下

『判例民事訴訟法の理論

(伊東乾と共著

供託 無効確認の訴の適否 (最判昭和四〇・一一・二五)」(伊東乾と共著) 法学研究四○卷九号 九六七年

訴の交換的変更による新訴に異議なく応訴した場合と旧訴の取下についての同意 (最判昭和四一・一・二一)」

法学研究四〇卷一〇号

一九六七年

権利移転経過の認定について弁論主義違反の違法があるとされた事例 債権者からの差押を免れるためにした不動産の仮装売買が不法原因給付にあたらないとされた事例 (最判昭和四一・四・一二)」 法学研究四〇巻一二号 一九六七年 (伊東乾と共

表取締役の欠けている株式会社の訴提起と民訴法第五八条第五六条の類推適用(最判昭和四一・七・二八)」

法学研究四一卷四号

一九六八年

(林脇トシ子と共著

和解条項に基づく賃料不払による契約解除の事実は民訴法第五一八条第二項にいう「他の条件」にあたるか 一、賃料不払を理由とする契約解除の効果を争って和解調書に基づく執行力の排除を求めるための訴 法学研究四一卷七号 一九六八年

和四 一・一二・一五)」(石川明と共著)

期日の延期・続行の申立と貼用印紙額(最判昭和四二・三・九)」(伊東乾と共著)

「仮処分の目的物件が換価されその売得金が供託された場合と本案訴訟のきすう (最判昭和四三・一・二五)」 (伊 法学研究四一卷一〇号一九六八年

原告勝訴の第一審判決に対する控訴審で予備的請求が追加された場合において予備的請求を認容するときの主文 法学研究四二 一卷二号 九六九年

法学研究四二卷五号 一九六九年

の判示方法

(最判昭和四三・三・七)」

東乾と共著)

九九五年

所有権移転登記抹消請求訴訟において、

利害の共通する共同訴訟人間における補助参加関係の成否 (最判昭和四三・九・一二)」

法学研究四三 一卷四号 九七〇

!処分命令が不当であるとして取り消された場合において仮処分申請人に過失があるとはいえないとされた事例 (最判昭和四三・一二・二四)] 法学研究四三卷七号 一九七〇年

分の目的物の引渡請求訴訟係属中目的物が換価されその売得金が供託された場合と諸求容認判決の主文(最

準備書 判 面の陳述の有無と調書の記載 |昭和四四・五・二九|| 仮処処

(最判昭和四五・二・六)」 法学研究四四卷六号 法学研究四三卷九号 一九七一年 九七〇年

法学研究四四卷一一

号

九

七一年

釈明の内容が別個の請求原因にわたる場合と裁判所の釈明権能 (最判昭和四五・六・一一)」

民訴法七○条所定の判決の補助参加人に対する効力の性質およびその客観的範囲 得べかりし利益の喪失による損失額の算定と租税額控除の要否 二、一部請求の趣旨が明示されていない場 合の訴提起による時効中断の範囲 (最判昭和四五・七・二四)」 法学研究四五卷一号 一九七二年

(最判昭和四五・一〇・二二)」

債権者代位訴訟に債務者が当事者参加して第三債務者に対し提起した同一の訴と重複起訴 二、債権者代位 訴訟に債務者が当事者参加して第三債務者に対し提起した同一の訴についての債務者の訴訟追行権 法学研究四五卷五号 一九七二年 (最判昭

法学研究四七卷九号 九七四年

前訴と訴訟物を異にする後訴の提起が信義則上許されないとされた事例(最判昭和五一・九・三〇)」

過八

. 四

[一回]

法学研究五〇巻一〇号 九七七年

民訴法一九八条二項にいう仮執行により被告の受けた損害の意義 (最判昭和五二・三・一五)」(中出一雄と共著)

破産管財人たる原告が原因行為たる売買の虚偽表示の主張をし、第二次 法学研究五一卷七号 九七八年

的に否認権の行使の主張をした場合の請求の個数 (最判昭和二三・一〇・一二)」(多屋昌治と共著)

債権者代位訴訟の原告である債権者が被告である第三債務者の提出した抗弁に対し自己独自の事情に基づく 再抗弁を提出することの可否 みが上告した場合と上告審における調査・判断の範囲 二、主位的請求を棄却し予備的請求を認容した控訴審判決に対し第 (最判昭和五四・三・一六)」(多屋昌治と共著) 法学研究五二卷一一号 一九七九年

「不動産競売事件(第一事件)につき記録添付 処分がなされたため、 第二事件の競売が続行されて当該不動産の所有権を取得した競落人が、 (第二事件) がなされた後、 第一事件につき競売手続続行禁止の仮 法学研究五三卷四号 引渡命令の 一九八〇年

四・二・二六)」

「代理人の故意又は過失に原因する不変期間の不遵守と民訴法第一五九条適用の有無 (最判昭和二四 ·四·二三 三

判例評論二五四号

(判例時報九五四号) 一九八○年

手方としうる第三者は記録添付後当該不動産の占有を承継したものに限られるとした事例(大阪高決昭和五

(多屋昌治と共著

「家屋の全部明渡の請求に対する一部明渡の判決と民訴第一八六条 (最判昭和二四・八・二)」 (多屋昌治と共著) 法学研究五三卷八号 一九八〇年

会社更生手続中に会社の一 ー」差押え第一審判決(大阪地判昭和五五・八・二五)」 更生手続開始決定前の租税債権に基づく滞納処分は許されないとした事例―租税債権による「エアロマスタ 般財産が共益債権の総額を弁済することができなくなったときは、 法学研究五四卷五号 右債権に劣後する 一九八一年

判例評論二六九号(判例時報一〇〇一号) 一 一九八一年

売買を請求原因とする所有権確認の判決が確定したのち後訴において詐欺を理由に右売買を取り消して所有権 0

法学研究五四卷九号 一九八一年*

証

言排斥の理由の齟齬と採証の法則違反

存否を争うことの許否

(最判昭和五五・一〇・二三)」

(最判昭和二四・九・六)」(伊藤敏孝と共著

た事例

(札幌地判昭和五九・二・二七)」

相殺を理由とする請求異議訴訟の請求棄却の判決確定後、

自働債権による相殺を新たな請求異議訴訟において主張することは、前訴の既判力に牴触し許されないとし

民事執行法一 の間に提出されれば足りる 二、民事執行法一五九条六項の裁判を留保する場合に、中間判決に準じ、 五九条六項の執行抗告の理由書は、 同法一〇条三項の期限経過後であっても、 法学研究五四卷一〇号 転付命令未確定 一九八一年

を留保する旨の決定をした事例(東京高決昭和五六・一二・一一)」

第三者からする死者と生存者間の親子関係存否確認の訴において被告とすべき者 (最判昭和五六・一〇・一)」 判例評論二八五号(判例時報一〇五二号) 一九八二年

「白地手形による手形金請求を棄却する判決確定後に白地部分を補充して手形上の権利の存在を主張することの許 否 (最判昭和五七・三・三〇)」 法学研究五六卷八号 一九八三年*

法学研究五五卷一一号 一九八二年

「一、「顕著ナル事実」か否かは事実問題か 二、「顕著ナル事実」の反証の不採用と上告理由

七・一四)」(七戸克彦と共著)

補助参加人の上告申立期間と上告理由書提出期間 (最判昭和二五・九・八)」(荒木保男と共著)

法学研究五六卷一二号

一九八三年

(最判昭和二五・

法学研究五七卷一号

九八四年

|管轄権を有しない上訴裁判所に上訴状が提出された場合の処置(最判昭和二五・一一・一七)](片山直也と共著| 右訴訟の口頭弁論終結時以前に相殺適状にあった別の 法学研究五七卷七号 一九八四年

判例評論三一八号(判例時報一一五四号) 一九八五年*

(最判昭和二八・六・二六)」 法学研究六一卷九号 九八八年

一認知の確定判決がある場合に第三者による認知無効の訴えの許否 「いわゆる訴えの主観的追加的併合の許否(最判昭和六二・七・一七)」

555

法学研究六二卷八号 一九八九年

|当事者が買戻特約付売買と主張している契約につき、譲渡担保と認定することが弁論主義違反にならないとされ た事例 (静岡地富士支判昭和六三・六・四)」 法学研究六二卷一一号 一九八九年

|適法な期日指定を受けた訴訟代理人の辞任と本人に対する期日指定の効力(最判昭和二八・七・三〇) | 法学研究六三卷一号 一 九九〇年

請求が証書真否確認の訴えの対象たる資格を欠く訴えにおける請求認諾の効力(最判昭和二八・一〇・一五)」

「土地所有権に基づき所有権移転登記の抹消登記に代わる所有権移転登記請求をし敗訴した者が再度右抹消登記と 土地の所有権確認を求める訴訟を提起した場合につき既判力及び信義則を理由に前訴と異なる主張をするこ 法学研究六三卷七号 一九九〇年

訴訟告知者と被告知者との間に参加的効力が認められなかった事例(東京地判平成元・七・一七)」

とが許されないとされた事例(東京地判昭和六三・一二・二〇)」

法学研究六三卷八号

一九九〇年

「公園使用不許可処分の取消しを求める訴えの、使用すべき日経過後における判決を求める法律上の利益 -独立当事者参加訴訟の控訴審判決で、控訴人が原判決で勝訴し相手側から控訴も付帯控訴もない部分につき控訴 苑使用不許可処分取消等請求事件(最判昭和二八・一二・二三)」 法学研究六四卷六号 法学研究六四卷四号 一九九一年 九 九一年

- 宗教団体内でされた懲戒処分の効力の有無の確認を求める訴えの適否(最判平成四・一・二三)」 人に不利益に原判決を変更した事例 (福岡高判平成二・三・二八)」 法学研究六四卷一一号 一九九一年

簡易裁判所が期間を徒過してなされた仮執行宣言付支払命令に対する異議申立てを適法として事件記録を送付し 地方裁判所が右異議申立ては不適法であるとして判決をもってこれを却下した事例 法学研究六六卷四号 (大阪地判 九九三年

特定の者が宗教法人の代表役員の地位にあることが争われている訴訟と裁判所法三条にいう法律上の争訟

法学研究六七卷七号

一九九四年

平成四・九・一一)」たのに対し、地方裁

差押

(最決平成一六・一二・一六)」

-成五 ・九・七)」

所有権確認請求訴訟で敗訴した原告が後訴において共有持分の取得を主張することが前訴の確定判決の 抵触して許されないとされた事例 (最判平成九・三・一四)」 法学研究七一卷一二号 一 法学研究六七卷一〇号 九九四 九九八年 既判力に

「甲地のうち乙地との境界の全部に接続する部分を譲り受けた乙地所有者と残部分を譲り受けた者とが甲乙両地の

境界確定の訴えの当事者適格を有するとされた事例(最判平成一一・二・二六)」

法学研究七三卷七号 二〇〇〇年

「宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴えが法律上の争訟に当たらず不適法とされ 和解についての特別委任を受けた弁護士の和解権限の範囲 た事例 (最判平成一一・九・二八)」 (最判平成一二・三・二四)」 法学研究七四卷一号 二〇〇一年

旧民訴法七〇条所定の効力の客観的範囲(最判平成一四・一・二二)」 法学研究七五卷一〇号 法学研究七四卷八号 110011年 二〇〇一年

物上保証人所有の不動産を目的とする競売の開始決定の債務者への送達が債務者の所在が不明であるために公示 送達によりなされた場合における被担保債権の消滅時効の中断(最決平成一四・一〇・二五)」

法学研究七六卷八号 二〇〇三年

各相続人への審判の告知の日が異なる場合における遺産の分割の審判に対する即時抗告期間 二、即時抗告 期間経過後にされた遺産の分割の審判に対する即時抗告が適法とされた事例(最決平成一五

- 非訟事件の裁判を行った裁判所が同裁判の確定後にこれを職権により取り消し又は変更することができる場合 法学研究七七卷五号 1100四

えがされている動産引渡請求権を更に差し押さえた債権者が先行する差押事件で実施される配当手続に参加 するために執行裁判所に対して競合差押債権者の存在を認識させる措置を執るべき義務の有無 法学研究七八卷九号 二〇〇五年 (最判平成

八・一・一九)」

- 上告審が判決で訴訟の終了を宣言する前提として原判決を破棄する場合における口頭弁論の要否 法学研究七九卷八号 (最判平成 二〇〇六年

八・九・四)」

介護サービス事業者が介護給付費等の請求のために審査支払機関に伝送する情報を利用者の個人情報を除いて一 覧表にまとめた文書が、民訴法二二○条四号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当 法学研究八〇卷七号 二〇〇七年

金融機関を当事者とする民事訴訟の手続の中で、当該金融機関が顧客から守秘義務を負うことを前提に提供 抗告審において争うことの許否(最決平成二〇・一一・二五)」 てに係る文書をその所持者に提示させ、これを閲読した上でした文書の記載内容の認定を法律審である許可 書に該当しないとされた事例 れた文書につき、文書提出命令が申し立てられた場合において、当該文書が民訴法二二〇条四号ハ所定の文 訴訟の手続の中で、当該金融機関が行った顧客の財務状況等についての分析、評価等に関する情報が記載さ 当該文書が民訴法二二〇条四号ハ所定の文書に該当しないとされた事例 された非公開の当該顧客の財務情報が記載された文書につき、文書提出命令が申し立てられた場合において、 たらないとされた事例 (最決平成一九・八・二三)」 三、事実審である抗告審が民訴法二二三条六項に基づき文書提出命令の申立 法学研究八一卷一〇号 二〇〇八年 二、金融機関を当事者とする民事 法学研究八二卷七号 二〇〇九年

|取締役等に対する損害賠償請求権の査定(神戸地姫路支決昭和四一・四・一一)|

.時履行の抗弁権が時機に遅れたものとして却下された事例 新堂幸司=霜島甲一=青山善充編『倒産判例百選』(別冊ジュリスト五二号) (名古屋高判昭和五二・四・二七)」 九七六年

同

任意競売の競落人がその代金債務を過大な申出債権で相殺した場合の法律関係 昭和五二年度民事主要判例解説』 (判例タイムズ臨時増刊三六七号) 一九七八年 (東京高判昭和五三・七・二六)」

氏名冒用訴訟事件 不動産競売と賃借権 当事者適格 弁論の全趣旨 原因判決 一部判決 権利自白 双方代理 訴訟代理人と本人への送達 訴訟代理人の権限 氏名冒用 「公示送達と控訴期間の追完(最判昭和五四・七・三一)」 新聞記者の取材源は民訴法二八一条一項三号にいう「職業ノ秘密」に該当するとして、記者の証言拒絶が正当と 賃貸中の不動産に対する競売開始決定後賃貸人のした賃借権譲渡の承諾と譲受人の競落人に対する地位 認められた事例 和五三・六・二九)」 (大判昭和二・二・三)」 (大判昭和八・七・四)」 (最判昭和四三・四・一二)」 (東京地判昭和四九・三・一)」 (最判昭和三八・一〇・三〇)」 (最判昭和五一・七・一九)」 (最判昭和三六・四 新堂幸司 = 青山善充編 (大判昭和一〇・一〇・二八)」 (最判昭和三六・四・七)」 (最判昭和五三・六・二九)」 (札幌地決昭和五四・五・三〇)」 (最判昭和二五・六・二三)」 『昭和五四年度民事主要判例解説』(判例タイムズ臨時増刊四一一 一七二 新堂幸司 = 竹下守夫編 『昭和五三年度重要判例解説』 『民事訴訟法判例百選 石川 石川 石川 石川明編 石川明編 石川明編 石 石川明編 Ш 朔編 明編 明編 朔編 『基本判例から見た民事執行法』 『基本判例双書 『基本判例双書 『基本判例双書 『基本判例双書 基本判例双書 基本判例双書 『基本判例双書 基本判例双書 [第二版] 中 ЛİĮ 淳編 (ジュリスト臨時増刊六九三号) 『判例辞典』(六法出版社 (別冊ジュリスト七六号) 民事訴訟法』 民事訴訟法』 民事訴訟法 民事訴訟法 民事訴訟法 民事訴訟法 民事訴訟法 民事訴訟法 判例タイムズ三八〇号 Law School 一五号 (有斐閣 (同文舘) (同文舘 (同文舘 (同文館 (同文館 (同文館 同文館 同文館 号 一九七九年 九八〇年 九七九年 九 九 九八〇年 九 九八〇年 九八〇年 九八三年 九八三年 九八二年 九八〇年 九八〇年 九八〇年 (最判昭 八〇年 八〇年 七九

「債権に対する仮差押えと当該債権に基づく給付訴訟(最判昭和四八・三・一三)」 「上告審係属中における当事者の破産と訴えの変更(最判昭和六一・四・一一)」 - 当事者からの主張の要否―所有権喪失事由(最判昭和五五・二・七)」 通常共同訴訟人独立の原則 訴訟担当(大阪地判昭和四五・五・二八)」 |通常共同訴訟人独立の原則―当然の補助参加 訴訟担当(大阪地判昭和四五・五・二八)」 更生計画における公正衡平 一土地明渡訴訟における境界確定を求める中間確認の訴えの適否 訴訟上の和解の解除に関する事件(最判昭和四三・二・一五)」中川淳編 青山善充 = 高橋宏志編 青山善充 = 高橋宏志編 新堂幸司=青山善充=高橋宏志編『民事訴訟法判例百選Ⅱ』(別冊ジュリスト一一五号) 新堂幸司=青山善充=高橋宏志編『民事訴訟法判例百選Ⅱ』(別冊ジュリスト一一五号) 青山善充=伊藤眞=松下淳一編『倒産判例百選〔第三版〕』(別冊ジュリスト一六三号) 二〇〇二年 新堂幸司=霜島甲一=青山善充編『新倒産判例百選』(別冊ジュリスト一〇六号) ―当然の補助参加(最判昭和四三・九・一二)」 竹下守夫=伊藤眞編『民事執行法判例百選』(別冊ジュリスト一二七号) 旧経営者の権利」(名古屋高金沢支決昭和五九・九・一) 『民事訴訟法判例百選Ⅱ〔新法対応補正版〕』(別冊ジュリスト一四六号) 『民事訴訟法判例百選Ⅱ〔新法対応補正版〕』(別冊ジュリスト一四六号) 『昭和五七年度民事主要判例解説』(判例タイムズ臨時増刊五〇五号) (最判昭和四三・九・一二)」 (最判昭和五七・一二・二)」 『判例辞典』(六法出版社) 新堂幸司= 新堂幸司= 一九九〇年 一九八三年 一九九二年 一九八三年 九九八年 九九八年 九九二年 九九四年

「仮差押えの効力―給付訴訟の可否(最判昭和四八・三・一三)」

|藤眞=高橋宏志=高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第三版〕』

(別冊ジュリスト一六九号) 二〇〇三年

伊藤眞=上原敏夫=長谷部由起子編

『民事執行・保全判例百選』

(別冊ジュリストー七七号) 二〇〇五年

伊

Ε

判例回

民事訴訟法 民事訴訟法 民事訴訟法

(判例回 (判例 (判例回

顧

昭和五四年) 昭和五三年)_ 五二年)」

回顧 顧..

昭和

上告審係属中における当事者の破産と訴えの変更 (最判昭和六一・四・一一)」

青山善充=伊藤眞=松下淳一編

『倒産判例百選

〔第四版〕』(別冊ジュリスト一八四号) 二〇〇六年

D ドイツの判例の解説

-不十分な医者の診療記録と証明責任の軽減について―ZPO二八二条(BGH, Urt. v.27. 6. 1978, NJW 1978 $2337 = JZ 1978, 721) \ \rfloor$ 判例タイムズ四〇六号 一九八〇年

「有限会社持分取得者が定款上の仲裁契約を法定方式を経ることなしに承継することが認められた事例―2PO一 〇二五条・一〇二九条(BGH, Urteil v.28. 5. 1979, NJW 1979, 2567 ff. = JZ 1979, 611ff. = MDR 1979

917)] 判例タイムズ四三六号 一九八一年

控訴審における任意的当事者の変更―ZPO二六三条(LG Koblenz, Urteil v.13. 11. 1979, MDR 1980, 408f.)」

非財産法上の争訟の終了宣言―ZPO九一条 二、名誉保護事件における一方的終了宣言の訴訟物の価格-ZPO三条、九一条a(BGH a, Ŧi. 一 一 名 a (BGH, Urteil v.8. 12. 1981, NJW 1982

Beschluß v.8. 12. 1981, NJW 1982, 768)

判例タイムズ四六〇号 一九八二年

判例タイムズ四九七号 一九八三年

法律時 法律時報五一卷一号 法律時報五二卷一 報四九巻 四号 九八〇年 九七九年 九七七年

五 条文の研究

基本法コンメンタール 四四三条」執筆 民事訴訟法』 (別冊法学セミナー一一号) (小室直人=賀集唱編、 日本評論社 共著)(「四四〇条乃至 一九七二年

判例コンメンタール 民事訴訟法Ⅰ』(村松俊夫ほか編、共著)(「一三七条乃至一四一条」執筆)

三省堂 九七六年

『基本法コンメンタール

民事訴訟法

〔新版〕』

(別冊法学セミナー四八号)(小室直人=賀集唱編、共著)(「四四○

基本法コンメンタール 四〇条乃至四四三条」執筆) 条乃至四四三条」 執筆) 民事訴訟法2〔第三版〕』(別冊法学セミナー七二号)(小室直人=賀集唱編、 日本評論社 日本評論社 一九八一年 共著) (「四 一九八五年

注解非訟事件手続法』 (伊東乾=三井哲夫編、 共著) (「「裁判上ノ代位ニ関スル件」前注、 七二条乃至七九条」執

『基本法コンメンタール 民事訴訟法2 〔第四版〕』(別冊法学セミナー一一六号)(小室直人=賀集唱編、共著) 青林書院 一九八六年*

『注解非訟事件手続法 (竹下守夫=伊藤眞編、 共著) (「一四〇条 (擬制自白)」執筆) 有斐閣一九九三年

日本評論社

一九九二年

『注釈民事訴訟法(3)』

(「四四○条乃至四四三条_

執筆)

[改訂版]』(伊東乾=三井哲夫編、共著)(「「裁判上ノ代位ニ関スル件」前注、七二条乃至七

青林書院 一九九五年

(新堂幸司=福永有利編、 共著)(「「弁論及其ノ準備」 前注、二四九条乃至二五二条」執筆) 一九九八年

新民事訴訟法3』(別冊法学セミナー一五五号)(小室直人ほか編、 日本評論社 共著) (「三九三条乃 一九九八年

『基本法コンメンタール

至三九七条」

『注釈民事訴訟法(5)』

九条」執筆)

更正手続と外国の訴訟手続

高木新

一郎編『会社更生法

実務と理論の問題点

新版』

(金融

裁判上

一の自白

基本法コンメンタール 九三条乃至三九七条」執筆) 新民事訴訟法3 [第二版]] (別冊法学セミナー一八〇号) (小室直人ほか編) 日本評論社 1100三年 共著)(「三

基本法コンメンタール 条乃至三九六条」執筆 民事訴訟法3 [第三版]] (別冊法学セミナー一九五号) (賀集唱ほか編、共著) (「三九三 日本評論社 二〇〇八年

六 法律問題の解説

学説の争点

氏名冒用訴訟と死者に対する訴訟

三ケ月章=青山善充編『民事訴訟法の争点』(ジュリスト増刊 法律学の争点シリーズ5) 一九七九年

法律学の争点シリーズ5)

一九七九年 九八一年

法学セミナー三一六号

| 既判力と後遺症のための損害賠償請求_ 『民事訴訟法の争点』(ジュリスト増刊

三ケ月章=青山善充編

法律学基本講座

訴訟告知」

民事訴訟法一○○講』(小島武司編著、共著)(「共同訴訟人独立の原則」「訴えの主観的予備的

併合」「必要的共同訴訟」「独立当事者参加」「訴訟の脱退」「共同訴訟参加」「補助参加訴訟における判決効 「任意的当事者変更」「引込み訴訟_ 」執筆) 学陽書房 一九八四年

[〔ミニ・シンポジウム〕債権者代位訴訟・取立訴訟をめぐって」(上原敏夫=池田辰夫と共同

民事訴訟雑誌三一号

九八五年

上野久徳=宗田親彦=

商事判例增刊七一九号) 九八五年

三ケ月章=青山善充編『民事訴訟法の争点〔新版〕』(ジュリスト増刊 法律学の争点シリーズ5) 一九八八年

|否認権の行使|

石川明 = 田中康久 = 山· 内八郎 編 『破産 和 議の実務と理論』 (判例タイムズ臨時増刊八三〇号) 九 九四年

更正手続開始と双務契約

山内八郎編『会社更生・会社整理・特別清算の実務と理論』

弁論主

既判力の客観的範囲

青山善充=伊藤眞編

『民事訴訟法の争点

〔第三版〕』

(ジュリスト増刊

法律学の争点シリーズ5)

九九八年

二〇〇九年

伊

既判力の客観的範囲 ·藤眞=山本和彦編 『民事訴訟法の争点』(ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ4)

法学演習講座 В 事例問題 民事訴訟法』(伊東乾=木川統一郎=中村英郎編) (単行本所 収

『ケーススタディ民事訴訟法Ⅰ』(鈴木俊光=白川和雄編) 執筆 [伊東乾と共著] (「裁判官の除斥」執筆) 法学書院 法学書院

(「訴えの利益の概念」

「参加承継と引受承継

『ケーススタディ民事訴訟法Ⅲ』(鈴木俊充=白川和雄編) (「書証」 執筆)

『基礎法律学大系

滅時效」執筆

破産・和議法の基礎』(宮脇幸彦=竹下守夫編)(「特別利益供与と和議の効力」「和議債権と消

法学書院

九七九年

九七六年 九七一年

一九七九年

九八〇年

ゲーススタディ民事訴訟法Ⅳ』 破産 和議法の基礎』 (鈴木俊充 = 白川 (宮脇幸彦=竹下守夫編)(「特別利益供与と和議の効力」「和議債 和雄編) (「受継申立ての裁判所」 執筆) 青林書院新社 法学書院

基礎法律学大系

新版

権と消滅時効_

執筆

青林書院新社 九八二年

(判例タイムズ臨時増刊八六六号)

法学教室二〇八号

九九八年

青山善充 = 金築誠志 = 一九九五年

『新版 民事訴訟法演習1 判決手続(1) (三ケ月章= 中野貞 郎 =竹下守夫編、 共著) (「第三者の訴訟担当」執

新演習法律学講座 演習民事訴訟法』 (小山昇ほか編、 共著) (「法人内部紛争における当事者適格」 有斐閣 執筆 一九八三年

事例問題 (雑誌掲載

債権者代位訴訟と二重起訴禁止 保証債務と判決の反射的効力」

第三者の訴訟担当と既判力」

訴えの占有と本権に基づく反訴 当事者の確定

訴訟上の相殺の抗弁の法的性質 相殺の抗弁と既判力

補助参加の利益

一部請求の諸問題

訴訟物と既判力

連帯債務者の相殺と判決の反射的効力_

死者名義訴訟と訴訟承継 当事者の確定」 訴訟要件の調査」住吉博=櫻井孝一編 住吉博=櫻井孝一編 『司法試験シリー 『司法試験シリーズ

·ズ

民事訴訟法 民事訴訟法」

住吉博=櫻井孝一

編

「司法試験シリー

ズ

民事訴訟法』

(別冊法学セミナー四三号)

法学セミナー二七九号 七八年

青林書院

一九八七年

法学セミナー二八二号 法学セミナー二八一号 法学セミナー二八〇号 九七八年 九七八年 九七八年

法学セミナー二八三号 九七八年

法学セミナー二八四号 法学セミナー二八五号 九七八年 九七八年

法学セミナー二八六号 九七九年

法学セミナー二八八号 法学セミナー二八七号 九七九年 九七九年

法学セミナー二八九号 九七九年

(別冊法学セミナー四三号 (別冊法学セミナー四三号) 九八〇年 九八〇年

九八〇年

(住吉博=櫻井孝一編『司法試験シリーズ 民事訴訟法〔新版〕](別冊法学セミナー六七号)「当事者の確定」 (住吉博=櫻井孝一編『司法試験シリーズ 民事訴訟法〔新版〕](別冊法学セミナー六七号)「当事者の確定」 (住吉博=櫻井孝一編『司法試験シリーズ 民事訴訟法〔新版〕](別冊法学セミナー六七号)「当事者による訴訟の既判力の主観的範囲」 「百地手形の補充権と既判力」 「当事者による訴訟の終了と公益による制約」 「当事者による訴訟の終了と公益による制約」 「当事者による訴訟の終了と公益による制約」 「当事者による訴訟の終了と公益による制約」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「参木重勝=井上治典編『司法試験シリーズ 民事訴訟法 [第三版〕](別冊法学セミナー一四〇号)法学教室七八号「門決理由中の判断の拘束力と判決事由の選択的競合」 「必要を必要を一つ号」法学教室七八号「計事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「当事者の確定」 「公司、「公司、「公司、「公司、「公司、「公司、「公司、「公司、「公司、「公司、
--

ハンス・ファッシング「ドイツ連邦共和国の簡素化法

ーター

・シュロッサー

D 時事問題

「公害紛争と民事訴訟法

訴訟費用敗訴者負担の原則

〔座談会〕これからの民事訴訟法学」(青山善充=伊藤眞=井上治典=遠藤功

II

松本博之=住吉博と共同

三色旗三三〇号

九七五年 九七一年

慶應塾生新聞

民事訴訟法の改正と準備手続の拡充

民事訴訟手続のオンライン化について」 新成年後見制度の施行に伴う民事訴訟法の改正について」

辞典類

Ε

。民事法小辞典』 (遠藤浩ほか編、 共著)

現代法辞典』

(遠藤浩=福田平=

成田雅明編、

共著)

(民事訴訟法関係用語二六項目執筆

(民事訴訟法関係用語三六項目執筆

粒社

一九八二年

ジュリスト六五五号 三色旗五六一号 九九四年 九七八年

三色旗六二七号 三色旗六九一号 二〇〇五年 二〇〇〇年

一九八二年

ぎょうせい

七 翻 訳

ウィルヘルム・K・ゲック 『西独における法曹教育と裁判所構成法』 (慶應義塾大学司法制度研究会編訳、 共訳) 九八〇年

慶應義塾大学法学研究会叢書

―オーストリー人からみたドイツ民事訴訟の改革

「領域外的な作用を有する仮の権利保護についての近時の諸問題」(越山和広と共訳)(ペ 法学研究五六卷二号 九八三年

利保護

(松本博之編訳、

ター シュ 口 ッサー 『国際民事訴訟の法理』(小島武司編訳、 日本比較法研究所、一 九九二年) に所収

ディー ター・ライポルド 「既判力の時間的広がりについて」(田原有里と共訳) 信山社、二〇〇九年)に所収 (ディーター・ライポル 法学研究六四卷九号 F 九九一年

ĺ ルト・リュケ 「離婚権の放棄」(田原有里と共訳

ハルト・リュケ「訴訟物理論の黎明期から」(多田澄江と共訳

ĺ

法学研究七六卷一〇号 法学研究六九卷五号 法学研究六六卷七号 九九六年 九九三年 『実効的

二〇〇三年

立法に関する意見

『仮差押及び仮処分制度に関する改正試案』についての意見」(三木浩 夫=石渡哲=西澤宗英と共著 一=栗田陸雄=三上威彦=宗田親彦=栂善 法学研究六〇卷九号 九八七年

訴訟手続に関する検討事項』についての意見 (一)」(栂善夫=豊泉貫太郎=宗田親彦=三木浩 岡野谷知広 = 栗田陸雄 = 西澤宗英 = 山田恒久 = 石渡哲と共著 法学研究六六卷二号

П

三上威

九九三年

『裁判

民事訴訟手続に関する改正要綱試案』についての意見」(一)」(栂善夫=豊泉貫太郎=宗田親彦= 離婚手続について』の意見」(石川明=宗田親彦=石渡哲と共著) |威彦=岡野谷知広=栗田陸雄=西澤宗英=山田恒久=石渡哲と共著) 法学研究六六卷一〇号 法学研究六八卷三号 河村好彦=三 九九 九九三年

『倒産法制に関する改正検討事項』についての意見(一)」(栗田陸雄=石渡哲=岡野谷知広=綾克己=三 三上威彦=西澤宗英=宗田親彦と共著 法学研究七一卷一〇号 木浩 九九八年 五年

の執行法制に関する事項についての意見

『担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案』

法学研究七五卷一二号 二〇〇二年

九

- 中田淳一先生還曆記念『民事訴訟の理論(上)』(有斐閣、一九六九年)」(加藤修と共著)

法学研究四二卷七号

ッサー 『民事訴訟における当事者の合意的行為』)」

伊藤眞『民事訴訟の当事者』(弘文堂、一九七八年)」

訟法における認諾』)_

「三ケ月章『民事訴訟法』(弘文堂、一九七九年)」 宗田親彦著 上田徹一郎著『民事訴訟法』(法学書院、 『破産法研究』(慶應通信、 一九九五年)」 一九八八年)」

Schlosser, Peter, Einverständliches Parteihandeln im Zivilprozeβ, 1968, Tübingen: Mohr (ペーター 民事訴訟雑誌一六号 一九七〇年 ・シュロ

九六九年

"Wolf, Manfred, *Das Anerkenntnis im Prozeßrecht,* 1969, Berlin: Verlag Gehlen(マンフレット・ヴォルフ 『訴 法学研究四三卷一二号 九七〇年

Law School 二号 九七八年

法学セミナー二九六号 法学教室一〇六号 九八九年 九七九年

法学研究六八卷九号

九九五年

0

民事訴訟法(判決手続法) に関する基本的な文献

私の大学生活懇談会

〔座談会〕法律学の勉強法」(利光三津夫=米津昭子=加藤久雄と共に) 不動産セミナー

平成八年を顧みて・通信開設五十年に向けて

学びへの誘い、 条文を読む

教師、

からの

アドバ

イス、

常識

の 挑戦

> 大学生活懇談会記録 $\widehat{\mathbb{I}}$ 九七七年

三色旗三三九号

九七六年

不動産セミナー一九八七年五月号 一九八三年六月号 三色旗四一五号 九八三年 九八七年 九八二年

慶應通信五八五号 九九六年

〔鼎談〕 民事訴訟法改正で大学の授業はどう変わるか」(井上治典 = 高橋宏志と共に)

通信教育の義塾における組織上の問題点とその改善案について」

通信教育の在り方をめぐって―通信教育の在り方を検討する部会・第 口 報告書』

通信教育の在り方を求めて―通信教育の在り方を検討する部会・第一回報告書について」

教員紹介・民事訴訟法の勉強方法

提起された問題点と改善案について」

夜間スクーリングを終えて・採点結果の報告と講義の補充」 ワーキンググループの報告書―法律学科が直面している問題点とその改善の方向について』

|法学部法律学科ゼミナール紹介・正しい裁判のための手続を求めて―民事訴訟法研究

『慶應義塾大学ガイドブック二〇〇二年』 二〇〇一年

三色旗六二六号

二〇〇〇年 二〇〇〇年

その他

読書案内・ビィクトール・フランクル著 (霜山徳爾訳) 『夜と霧― -ドイツ強制収容所の体験記録-

慶應義塾大学報一〇五号 九八一年 九七九年

慶應塾生新聞

九七五年

法学セミナー三一七号

塾一三三号 九八五年

「ケルン大学から名誉博士号を贈られた石川明君

読書随想

山本周五郎のこと」

民事訴訟法研究会

「慶應法学会ニュースについて」

慶應法学会ニュース一五号 九八五年

三色旗六〇六号

三色旗六二〇号 九九八年 九九九年

『ロースクール問題検討の第三

570

法学教室一九二号

一九九六年

九九七年

「研究会紹介・民事訴訟法研究会」

「研究余滴・訴訟終了宣言」

「法学部を支える組織、人々・慶應法学会」「師を語る・伊東乾」「私の研究紹介」「三田法学の現在・民事訴訟法」 慶應義塾大学法学部編『語り継ぐ三田法学の伝統―慶應義塾大学法学部法律学史―』

慶應法学会ニュース一六号

三田評論九六六号

一九九五年

慶應義塾大学出版会 二〇〇六年